

令和 7 年 7 月定例農業委員会

議 事 録

小 城 市 農 業 委 員 会

小城市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年7月7日(月) 午後1時30分から午後2時16分

2. 開催場所 庁舎大会議室(A・B)

3. 出席委員

1番 松本康博	2番 香月英昭
3番 中村津多子	4番 西村徳義
5番 井手悦郎	6番 高塚和行
7番 江頭和夫	8番 釘本勝
9番 大屋博幸	10番 古賀榮一
11番 北島英文	12番 江里口勇
13番 秋丸政光	14番 江里口泰信

4. 欠席委員

なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 第1号議案 農地法第3条による許可申請について

第2号議案 農地法第5条による許可申請について

第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について

第4号議案 農用地売渡等の希望申出について

第5号議案 非農地判断について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 副島政隆

副局長兼庶務係長 真子祐輝

7. 会議の概要

事務局	本日は、令和7年7月の農業委員会に御出席をいただきましてありがとうございます。 まず、開会に当たりまして、会長のほうから一言御挨拶をお願いいたします。
会 長	どうも皆さん、今日は農業委員会お疲れさまでございます。 田んぼのほうも、それから農作物も、今この熱風で状況がどうだと、今年は米もミカンも牛も全て、こういう暑さの中でどういうふうになるのかなというところが懸念されますけれども、それ以上に、自分たちの体が熱中症にかからないようにせにやいかんناと思っております。 また、参議院選挙の告示がございまして、いろんな方が意見を述べておられますけど、必ず投票に行って、自分たちの農家のこと、それから国民のこと全てをこの人なら託せるというような人に投票をして、おのおのの考えで投票をしていただけたらと思っております。 今日は第1号議案から第5号議案までございますので、皆様方の御協力でスムーズに進行できるように努力をいたしてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いします。
事務局	ありがとうございました。 本日は全員出席で、在任委員の過半数以上の出席がございまして、小城市農業委員会会議規則第7条の規定により、この会議は成立していることを御報告いたします。 それでは、議事に入りますけれども、小城市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は江里口会長をお願いいたします。
議 長	それでは、ただいまから令和7年7月の農業委員会を開会いたします。 早速ですが、議事に入ります。 まず、日程第1. 議事録署名委員の指名についてを議題とします。 本日の会議の議事録署名委員については、議席番号順となっておりますので、私のほうから御指名をさせていただきます。 9番大屋委員、11番北島委員をお願いいたします。 また、議案に対し質疑がある場合は、必ず挙手をして、事務局からマイクを受け取ってから発言をお願いいたします。 それでは、日程第2. 第1号議案 農地法第3条による許可申請についてを議題とします。
事務局	申請番号1について、事務局から議案の説明をお願いします。 議案書は1ページから2ページを御覧ください。 本日の農地法第3条の許可申請の審議件数は7件ございます。 まず、申請番号1について説明をいたします。 資料のほうは1ページから5ページとなります。 (第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号1について事務局より説明) この案件の場所は芦刈町川越地区にある農地で、申請理由は規模拡大でございます。
議 長	以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認すること

事務局	に賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号１は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号２について事務局から議案の説明をお願いします。 申請番号２について説明いたします。 資料は６ページから１１ページとなります。 (第１号議案 農地法第３条許可申請、申請番号２について事務局より説明) この案件の場所につきましては三日月町江利地区にある農地で、申請理由は新規就農でございます。
議 長	以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号２について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
事務局	(挙手) 全員賛成ですので、申請番号２は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号３について事務局から議案の説明をお願いいたします。 申請番号３について説明いたします。 資料は１２ページから１８ページとなります。 (第１号議案 農地法第３条許可申請、申請番号３について事務局より説明) この案件の場所につきましては三日月町岡本地区にある農地で、申請理由は規模拡大でございます。
議 長	以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号３について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
事務局	(挙手) 全員賛成ですので、申請番号３は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号４について事務局から議案の説明をお願いいたします。 申請番号４について説明いたします。 資料は１９ページから２６ページとなります。 (第１号議案 農地法第３条許可申請、申請番号４について事務局より説明) この案件の場所につきましては三日月町高田地区にある農地で、申請理由は規模拡大でございます。
議 長	以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号４について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
事務局	(挙手) 全員賛成ですので、申請番号４は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号５について事務局から議案の説明をお願いします。 申請番号５について説明いたします。 資料は２７ページから３２ページとなります。

議 長	(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号5について事務局より説明) この案件の場所につきましては小城町砂田地区にある農地で、申請理由は後継者への譲渡でございます。 以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号5について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手)
事務局	全員賛成ですので、申請番号5は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号6について事務局から議案の説明をお願いします。 申請番号6について説明いたします。 資料は33ページから38ページとなります。
議 長	(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号6について事務局より説明) この案件の場所につきましては、申請番号5番のすぐ南側にある農地で、申請理由は後継者への譲渡でございます。 以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号6について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手)
事務局	全員賛成ですので、申請番号6は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号7について事務局から議案の説明をお願いします。 申請番号7について説明いたします。 資料は39ページから44ページとなります。
議 長	(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号7について事務局より説明) この案件の場所につきましては小城町大江地区にある農地で、申請理由は規模拡大でございます。 以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号7について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手)
事務局	全員賛成ですので、申請番号7は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、第2号議案 農地法第5条による許可申請についてを議題とします。 申請番号1について、事務局から議案の説明をお願いいたします。 議案書は3ページを御覧ください。 本日の農地法第5条の許可申請の審議件数は2件でございます。 まず、申請番号1について説明いたします。 資料は45ページから50ページまでとなります。 (第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号1について事務局より説明) この案件の場所は三日月町本告地区にある、周りを住宅に囲まれている農地で、転用目的は住宅1戸を建築したいということです。

議 長	被害防除対策ですが、45センチほど盛土をされますが、周辺農地への影響はないと考えております。排水計画ですが、雨水については南側道路側溝へ排水、生活雑排水は南側道路に埋設されている公共下水道へ接続をされます。
3 番	農地区分と許可基準ですけれども、農地区分は第3種農地ということで、許可し得ると考えております。 以上でございます。 この案件については3番中村委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告してください。 農地法第5条申請事前調査事項について連絡します。 譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は事務局から報告のとおりです。 5番目の調査事項。 イ、申請目的及び位置の検討については、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると判断しました。 ロ、計画面積の検討については、利用計画図等により適当であると判断できる。 ハ、実現確実性の判定について、早急に転用が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実であると判断します。
議 長	ニ、被害防除施設・用排水の検討については、生活排水は公共下水道へ接続され、雨水排水は南側水路に放流することで、周辺への影響はないと考えます。 ホ、その他の特記事項は、令和7年6月25日に現地確認済みです。 よろしくをお願いします。 ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。 申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。
事務局	次に、申請番号2について事務局から議案の説明をお願いします。 申請番号2について説明いたします。 資料は51ページから56ページまでとなります。 (第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号2について事務局より説明) この案件の場所は牛津町下江良にある農地で、転用目的は、生活環境がよいため住宅16戸を建築したいということで申請されています。 被害防除対策ですが、盛土をされますが、擁壁やコンクリートブロックで土留めをされます。排水計画ですが、雨水については集水して北側水路へ排水をされます。生活雑排水については、南側道路に埋設されている公共下水道に接続をされます。 農地区分と許可基準ですけれども、農地区分は土地改良事業が施工された第1種農地で、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当し、許可し得ると考えております。
議 長	以上でございます。 この案件については9番大屋委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告してください。
9 番	ただいまのことについて調査事項の説明を行います。

議 長	イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると判断できます。 ロ、計画面積の検討について、利用計画図などにより適当であると判断できます。 ハ、実現確実性の判定について、隣接農地の同意や地元の同意も得られているので、遅滞なく目的に供されることは確実であります。 ニ、被害防除施設・用排水の検討について、雨水は北側水路へ排水、家庭内排水は下水道に接続する計画でありますので、周辺農地への影響は少なく適当であると判断できます。 ホ、その他特記事項について、令和7年6月25日に現地確認済みであります。令和7年7月7日、農業委員、大屋です。よろしくお願いします。 ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。
事務局	次に、第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取についてを議題とします。 事務局から議案の説明をお願いします。 議案書は4ページから12ページまでを御覧ください。 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について説明をいたします。 今月の賃貸借権に係る農用地利用集積等促進計画は41件、97筆で、合計して23万107平方メートルとなっております。 詳細につきましては明細のページのほうで御確認ください。 説明は以上です。
議 長	ただいまの説明に対して、御意見・御質問があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。賃貸借権に係る農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について、異議なしとすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (挙手) 続いて、所有権移転に係る農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取についてを議題とします。
事務局	番号601から603について、まとめて事務局から議案の説明をお願いします。 議案書は13ページを御覧ください。 所有権移転に係る農用地利用集積等促進計画（案）について説明いたします。 本日の所有権移転の審議件数は3件でございます。 申請番号601から603について説明いたします。 まず、601ですが、（権利の設定を受ける者、権利を設定する者、権利を設定する土地、設定する権利、権利の種類を読み上げる。） それから、602についてですが、（権利の設定を受ける者、権利を設定する

議 長	者、権利を設定する土地、設定する権利、権利の種類を読み上げる。)
2 番	それから、603ですが、（権利の設定を受ける者、権利を設定する者、権利を設定する土地、設定する権利、権利の種類を読み上げる。） 以上でございます。 申請番号601につきましては、あっせん委員の2番香月委員からあっせん結果報告をお願いいたします。 あっせん経過報告。 まず、このページで言いますと602のほうですね、〇〇〇〇さんが買った分です。 この件については2月5日、2月農業委員会であっせん委員に指名されました。 同じく2月5日、所有者に条件などを確認しました。耕作者（小作人）の方に購入する意思があるかどうか尋ねたところ、ないとの返事でした。 2月6日、古川推進委員さんと連絡を取り、買手がいないか探していただきました。 2月9日、深町の生産組合長と会い、あっせん農地の申請が出ていることを伝え、買手がいないか探してもらいました。四条の生産組合長にも同じ話をしています。 2月24日、樋口の生産組合長と五条の生産組合長と連絡を取り、買手がいないか探してもらうことにしました。 3月13日、〇〇〇〇さんへ電話しました。あっせん農地が出ていることを説明し、購入する意思があるかどうか考えてもらう。 3月16日、〇〇〇〇さんから電話があり、購入したい、10アール当たり幾らですかと聞かれて、〇〇万円と答える。暗渠排水がないから〇〇万円だと返答され、3月18日、所有者にその旨を伝えます。10アール当たり〇〇万円で成立しました。 あと、日程などの詳細については事務局より連絡があることを伝えております。 それと、もう一つの四条の分ですね、これも2月5日、2月農業委員会であっせん委員に指名される。所有者に条件などを確認する。同じく耕作者に購入する意思を聞くと、ないとの返事をもらう。 2月6日、堀江区の生産組合長にあっせん申請が出ていることを説明し、購入者がいないか尋ねると、2日前に生産者が集まりこの件を話したが、買手はいなかったとの返事でした。古川推進委員さんと連絡を取る。 2月11日、古川推進委員から、四条の〇〇番隣接地の〇〇〇〇さんから買ってほしいという返事をもらい、地区別売買価格一覧に基づいて、過去平均が〇〇万円です。前は同じ面積で〇〇万円で作成したのを伝えました。 2月15日、古川推進員から、〇〇さんから連絡があり、田んぼに暗渠排水がないので〇〇万円ですと話をしたいとの連絡をもらう。 2月21日、所有者へ、四条〇〇番の田んぼに暗渠排水がなく、10アール当たり〇〇万円で作成したいと伝え、返事を待つ。 2月23日、所有者へ、10アール当たり70万円であっせんが成立しました。今後の日程については事務局より連絡がある旨を伝えました。 以上です。よろしくお願いします。
議 長	ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号601から603につい

	て、異議なしとすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (挙手) 全員賛成ですので、第3号議案につきましては計画書(案)のとおり異議なしとして小城市長へ回答いたします。 次に、第4号議案 農用地売渡等の希望申出についてを議題とします。 事務局から議案の説明をお願いします。 議案書は14ページから15ページになります。 第4号議案 農用地売渡等の希望申出について説明をいたします。 本日の審議件数は、売渡希望が1件、買受希望が1件でございます。 まず、売渡希望の申請番号1について説明をいたします。 資料のほうは57ページから68ページです。 申請番号1番、(土地の所在、地目、面積、申出人住所氏名、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)
事務局	
議 長	以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。
事務局	次に、買受希望について事務局から議案の説明をお願いします。 買受希望の申請番号1番について説明いたします。 資料は69ページです。 申請番号1番、(希望農地の所在、希望面積、申出人住所氏名、買受希望価格、あっせん担当を読み上げる。)
議 長	以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。
4 番	〇〇さんの職業に公務員とありますけど、辞めてトレーニングファームで研修して就農されるということですか。
事務局	御質問のとおり、現在トレーニングファームで研修中ということで、右下のところに鉛筆書きでこちらで書いていますけど、2年以内ぐらいで農地を求めたいということで御要望がっております。
4 番	以上です。
3 番	仕事は辞めちゃあとですか。
事務局	奥さんじゃなし本人がしんさあと。
3 番	御本人さんがされるということで聞いております。 ハウスば建てるということは、やっぱりその周辺に水路のなからんばできんもんね。井戸ば掘ったりとか、水をポンプアップしたりせんばけんが、場所が限定されてくると思うけど。
事務局	一応、本人さんの御希望としては、道路沿いがいいということでの御希望はあっているんですけども、それ以外の御要望は今のところはあっておりません。
3 番	井戸を掘ったりするよりも水路のほうが安うつくもんね。ただ、2反ぐらいでさるっかな。
議 長	どがんやろうね。水のなかぎんね。水のなかぎ。
3 番	2反ぐらいで、そがん公務員ば辞めて2反で生活立っていくやろうか。

8 番	中身は何作っと。
6 番	何のハウスばしゅうでしよんさあと。
3 番	イチゴて。
6 番	2反でイチゴばや。
3 番	苗も作ったり、予備地もなからんばいかんやん。ただ2反で、あと作らるっていうぎ1反5畝もなかぐらいやろうね。苗も作らんばけんね。
10 番	場所的にはさ、牛津と芦刈の境の町分に5反ぐらいのとあっさ。耕作者がおらんと。そいで、水の入らんけんが、そこやぎんぴったりばってんね。
3 番	そいばってん、5反もやぎ、借りるじゃなく買うて言いよんさっけんさ。
10 番	ばってん、借りてもよかっちゃなか。
3 番	この人がよかて言んさっぎよかばってん。
10 番	そいぎ5反ぐらい借りたほうがよっぽど、もうどがんでんよかていうて……
3 番	あとのあんまり広かってもね、今度ほら、ハウスば建てた残りば、余地ばどがんすっかになってくんもん、手入れしゅうでが、管理していこうでが。
10 番	前が団地さね。そいけん、車の出し入れがあんまりようはなかさね。水もあんまりかからんところじゃんね。そいけん、そこに車を止む場所とハウスならでくっばってんねて考えてはおったさ。それが5反ぐらいあっけん、だいでん借らんとさね。
3 番	広かけんね。
10 番	広かけんが。ばってん、そいぐらい広かったほうが、全部は使わんでよかけんが、ある程度ちょっと、ハウスと、その準備場所と、車止む場所とか造って安く借りらるんないば、来てくるんない、そいがましかなと思う。
3 番	水やもんね、水。井戸ば掘らんばらんけん、またそこに経費のかかあやん。クリークのそばとかやっぎ、そこからポンプアップすっぎよかけんが、際に入っとう水路もあるけんが。
10 番	芦刈水路の横やけん大丈夫。水ばそこからポンプで上ぐっ分には大丈夫。
6 番	それは本人さんがどがん言んさあか分からん。
3 番	本人さんがね。
10 番	そこが一番、売る気はなからち言いよらしたもんね、貸すて言わしたけんが。
6 番	この人は買うて言いよんさあけん。
3 番	やっぱりよそんとは借りて作るというとも抵抗のあんさっかかもしれんし、広さもあつたいね。
10 番	そいは持主に売ってもよかこっちゃい聞かんことには。ただ、場所的にはハウスとか何とかよりよかねという話ではしとったばってん、とうとう借主のつかんやつたさ。もう2年ぐらいなあばってんが。そこぎんと買ってもよかならば、売ってよかこっちゃい、どがんこっちゃい。
3 番	古賀さん、あっせん担当委員に古賀さんもなってもらって。
10 番	一応提案ばしてもよかやないですかというような話。
3 番	そいけんが、私、古賀さんが何か内々ば知っとなさっけんがお願いしたらいけるかなと思って。全く知らんもんが行くよりかね。この人、牛津の人やったろう。基本は牛津がよかて書いちゃあもんね。
10 番	ちょうど牛津と芦刈との境目で。
3 番	どこんにき。
10 番	町分になる。
3 番	町分てどこ。

4 番	207号のあっやろ、国道207の。
10番	そうそう、こっちが牛津、こっちが芦刈で、その合い中に川のあっさ。
事務局	あそこですよ、メモリードホールの南のところですよ。
4 番	今作っちゃなかつたやろ。
8 番	近くですね。
10番	それはこの間、話したもんね。そこがようなかねて。何も作っちゃなかつた。
3 番	要するに、ハウスば造るなら一番よかと思うさ。ただ、2反ぐらいでよかかの。
10番	2反は私、狭うなかかなて思うてね。
3 番	おいもそがん思う。
10番	5反はちょっと広過ぎつかなと思う。
3 番	ばってん、そこで全部は作らんでよかやんね。
9 番	そいばってん、そこの作らん余地も今度管理せんばやんね。
3 番	がしこは買うて、がしこは借りて、それはでけん。
10番	3反から4反ぐらいがちょうどよかて思いよんさあけんがね。
3 番	1反くらいふとかさ。大体買うとば探しよって言うたとき、3反ぐらいが一番よ
10番	かばってんねて言わしたさ。
3 番	5反て言うぎ、ちょっと気張らんばもんね。
4 番	作ってもうけ出すぎよかとさ。
3 番	買うにしても、今度は借りるにしてもカチキはやらんばけんさ。2反しか使わん
10番	でも5反分やらんばけんね。
3 番	それは相談せんばとやなか、持主にさ。持主に相談するぎんと、そのままであれ
10番	するよりかはましけんて。
3 番	ましけん2反分でよかよて言うさぎよかさ。まだ高うて言う人もおんさあかも
10番	しれん。
3 番	借主を探した果樹組合にも一遍行ったよ。言うた。言うたばってんが、返事の来
10番	んやった。広かけん。
3 番	なかなか売ろうて思うたときになかぎんた、そいばさらに売ってくんしゃいて言
10番	わるんぎんた売ろうごとなかどが人間やんね、妙なもんで。
議 長	当面その話を一応してみてください。お願いします。
事務局	そしたら、古賀委員さんのおっしゃった芦刈の分は事務局のほうから御相談を申
10番	出人の方にしたいと思います。それ以外につきまして今回の4名の委員さんのほ
3 番	うでお願いしたいと思います。
10番	そしたら、そういう方向けで局長が言うてくれましたので、そういう方向づけで
10番	一度してみただければと思います。
3 番	ほかに何かございましたら。
10番	(質疑なし)
3 番	ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認すること
10番	に賛成の方は挙手をお願いいたします。
3 番	(挙手)
10番	全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。
3 番	次に、第5号議案 非農地判断についてを議題とします。
10番	事務局から議案の説明をお願いいたします。
3 番	議案書は16ページを御覧ください。
10番	非農地判断について説明いたします。
3 番	資料のほうは70ページから84ページです。

議 長	非農地判断は、農地法第2条第1項に規定する農地、すなわち耕作の目的に供されているか否かの判断基準に基づくもので、非農地と判断した場合には所有者に対して非農地通知を送付いたします。また、法務局や市税務課などの関係機関に非農地一覧を送付するものでございます。
	今回、三日月町で2名、小城町から1名の申請がありました。審議していただく農地は合計7筆で、面積が2万1,713平米でございます。
	資料にあります農地につきましては、6月25日に現地確認を行いました。現地はもう既に山林化をしており、農地に復元して利用することが困難な状況になっておりました。そのため、農地には該当しないと判断をしているものでございます。
	農地の所在や地目、面積等につきましては資料のほうで御確認をお願いしたいと思います。
事務局	説明は以上です。
	ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。
	(質疑なし)
	ないようですので、これより採決いたします。第5号議案について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
事務局	(挙手)
	全員賛成ですので、第5号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
	ほかに皆様方の中から何かございましたら。
	(なし)
事務局	ないようですので、次回日程等の連絡について事務局からお願いいたします。
	次回の日程等をお知らせします。
	今月の農地転用の現地調査は7月25日金曜日、1時30分から2-6会議室です。
	8月の農業委員会が8月5日火曜日、午後1時30分からこちらの会議室になります。
議 長	以上です。
	それでは、皆さん大変お疲れさまでございました。
	以上をもちまして7月の農業委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

本議事録が正当であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員